

平成 28 年 10 月 29 日 (土)

司法書士による 「『その請求に困ったら』無料相談会」を開催します

長野県司法書士会
会長 室賀真喜男

長野県司法書士会は、平成 28 年 10 月 29 日 (土) の午前 10 時から午後 5 時まで、訴訟上あるいは訴訟外を問わず、金銭の支払い請求を受け、その対応に困っている方を対象とした「『その請求に困ったら』相談会」を下記の要領で実施します。なお、本相談会は、昨年に続き 2 回目の開催となります。

◆日 時：平成 28 年 10 月 29 日 (土) 午前 10 時～午後 5 時

◆相談方法：下記会場における面談相談又は電話相談

1 面談相談 (要予約)

【相談会場】長野県司法書士会館 2 階 (長野市妻科 399 番地)

【予約電話】026-232-7492

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

2 電話相談

【電話番号】0120-448-788 (フリーダイヤル)

◆相談料：面談及び電話相談ともに無料です

◆相談例：昔借りた借金の請求が来たけど払わなければいけないだろうか？
就職できなかった。奨学金の支払いをどうしよう…

◆問合せ先：長野県司法書士会 (TEL：026-232-7492)

平成 26 年度の司法統計によると第 1 審通常訴訟既済事件数のうち、金銭を目的とする訴えの総数 31 万 599 件のうち、被告側への代理人 (弁護士又は司法書士) 関与件数は 3 万 4571 件と全体の 1 割程度しかありません。

これらの請求の中には、すでに消滅時効によって支払う必要のない請求や、猶予や免除制度を利用できたはずの奨学金の請求等が含まれると考えられます。また、この統計に含まれない訴訟に移行する前の支払督促や少額訴訟の申立なども含めると膨大な数の各種請求が存在すると推測されます。この相談会では、下記の相談例のほか、何らかの金銭債権の請求を受けてお困りの方々のご相談にお応えします。

【相談例 1：消滅時効により消滅した債権の請求や裁判手続きを悪用した架空請求】

借り主が時効制度を知らないことに乗じて、すでに回収不能として貸倒処理し、時効により消滅している自らの債権や買い取った債権を、個別訪問や裁判手続きを利用し、回収する貸金業者がいることが裁判例などで報告されています。

また、法務省が HP 上で注意喚起していますが、支払督促や少額訴訟といった裁判所の手続きを悪用した架空請求についての相談が国民生活センター等で報告されています。

【相談例 2：奨学金問題】

大学の学費が高騰する一方、不況による影響で家計収入が下がり、大学生の半数以上が奨学金を利用しています。その反面、非正規雇用による低賃金や不安定雇用の拡大により大学卒業後も安定した収入が得られず、奨学金を返したくても返せない利用者が増加しており、その数はおよそ 33 万人にも及んでいます。

大学生の 3 人に 1 人が貸与型奨学金を利用している日本学生支援機構による「JASSO 年報 (平成 26 年度版)」によれば、平成 26 年度において、支払督促の申立が 8495 件、強制執行に至ったもの 320 件、口座振替ができなかった人に対する督促架電件数は 161 万 7134 件と報告されています。

* * *

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟代理権を持っており、140 万円以下の金銭請求等の場合には、裁判上および裁判外において代理人となることができます。また、地方裁判所においては、書類作成を通じて訴訟をサポートします。

司法書士は、「身近なくらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。